

# 仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱実施要領

(平成9年3月27日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

**第1条** この要領は、仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定める。

(補助金交付対象団体)

**第2条** 要綱第2条にいう補助金交付対象とする団体は、原則として町内会とする。ただし、これにより難しい場合には連合町内会、衛生団体連合会、公衆衛生組合も交付対象団体とすることができる。

(補助金交付対象)

**第3条** 要綱第3条第1項第2号及び第3号の事業の交付対象には、交換用の部品等については含まない。

(保有台数)

**第4条** 要綱第3条第3項の規定による機器の保有台数は、次の各号による。

- (1) 連合町内会、衛生団体連合会、公衆衛生組合として整備した機器をその団体に含まれる特定の町内会が保有している場合は、その町内会の保有台数とする。  
ただし、連合町内会、衛生団体連合会、公衆衛生組合として保有する機器がある場合は、その保有台数と含まれる町内会が保有する機器の台数の総数は、含まれる町内会に3を乗じた数を超えることができない。
- (2) 町内会を分割した場合は、分割前に保有していた機器を引き継いだ町内会の保有台数とする。
- (3) 町内会を統合した場合は、統合前にそれぞれの町内会が保有していた機器の台数を新町内会の台数とする。
- (4) 町内会と同一の構成で組織された団体が保有する機器は、町内会が保有しているものとする。

(提出書類)

**第5条** 要綱第5条の別表1(2)⑤にいう、その他市長が必要と認める書類とは次の各号に示すものをいう。

- (1) 要綱第3条第3項にいう修理不能の場合においては、それを明らかにする書類
- (2) 第4条第1号及び第2号の場合においては、保有している町内会を明らかにする書類

**附 則**

この要領は、平成9年4月1日から実施する。